

---

---

資料編

---

---

## 青梅市環境基本条例

平成 14 年 6 月 28 日

条例第 34 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 環境基本計画等（第 8 条—第 11 条）
- 第 3 章 施策の推進（第 12 条—第 19 条）
- 第 4 章 開発事業等にかかる環境への配慮（第 20 条—第 22 条）
- 第 5 章 青梅市環境審議会（第 23 条）
- 第 6 章 雑則（第 24 条）

### 付則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

**第 1 条** この条例は、青梅市（以下「市」という。）の環境の保全、回復および創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

##### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（雨水および地下水の汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。
- （3）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

##### （基本理念）

**第 3 条** 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

##### （市の責務）

---

**第4条** 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
- (5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

(滞在者の責務)

**第7条** 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

**第8条** 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

**第9条** 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての調整)

**第10条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

**第11条** 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

### 第3章 施策の推進

(水と緑の豊かな環境の保全の推進)

**第12条** 市は、水（河川、湧水、池等）と緑（森林、樹木、農地、草花等）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

**第13条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

**第14条** 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

(環境状況の把握)

**第15条** 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

(情報の収集および提供)

---

**第16条** 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。  
(環境管理および環境監査)

**第17条** 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。  
(自発的活動の促進)

**第18条** 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。  
(国、東京都等との協力)

**第19条** 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

**第20条** 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告および公表)

**第21条** 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

(紛争の解決)

**第 22 条** 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第 5 章 青梅市環境審議会

(青梅市環境審議会)

**第 23 条** 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の付属機関として青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前章に定める環境への配慮に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

**第 24 条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 青梅市環境審議会規則

平成 14 年 7 月 10 日

規則第 38 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、青梅市環境基本条例（平成 14 年青梅市条例第 34 号）第 23 条第 6 項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第 2 条** 青梅市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民 4 人以内
- (2) 各種団体の代表 2 人以内
- (3) 事業者 3 人以内
- (4) 学識経験者 4 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2 人以内

(会長および副会長)

**第 3 条** 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長および副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(部会)

**第 5 条** 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会を招集するほか、部務を掌理し、部会の経過および結果を審議会に報告する。

(庶務)

**第 6 条** 審議会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

---

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成14年7月20日から施行する。

---

## 用語解説

本文中の▼がついた用語について、アイウエオ順に、アルファベットについてはその後にA B C順に解説しています。

### あ行

#### アイドリングストップ

駐停車している時にエンジンのかけっぱなし（アイドリング）をできるだけやめようとする活動をさします。

#### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

硫黄の酸化物の総称で、石炭、重油を燃焼する際に発生します。酸性雨の原因物質とされているほか、呼吸器疾患を引き起こす大気汚染物質です。

#### 一酸化炭素（CO）

炭素化合物の不完全燃焼により発生し、血液中のヘモクロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼし、自動車の排ガスにも含まれています。

#### 援農ボランティア

市町村等の研修会に参加して農作業の基本的知識を学び、登録された上で農協などを通じて農作業を無料で行う人をさします。

#### オゾン層

地球を取りまく大気の成層圏に存在するオゾンを多く含む部分のことで、太陽光線に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収します。

#### 温室効果ガス

太陽からの日射は透過するが、地表面から放射される熱は吸収する性質を持つ地球温暖化の要因となっているガスをさします。

主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄があります。

### か行

#### 外来種

人間の行為により、自然分布域の外から持ち込まれた種のことです。国内・国外のいずれかから持ち込まれた場合を含みます。マングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られています。

#### 核家族

夫婦と未婚の子だけから成る家族をさします。

#### 拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することをさします。

#### 合併処理浄化槽

し尿および生活雑排水を一緒に沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

#### 家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メー

カーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律です。

### 環境会計

事業者がその事業活動の中で環境保全のためにどれだけのコストを使ったか、また、環境保全対策を行うことによってどれだけ環境への負荷を抑制できたかなどを客観的に記録・公表する方法のひとつです。

### 環境家計簿

消費者一人一人が日々の生活のなかで環境に負荷を与える行動や、反対に環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算の様に一定期間の集計を行ったりするものです。

### 環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさを数値で定めたものです。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではありません。

### 協働

各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで、相互に協力・連携を行うことをいいます。

### グリーン購入

製品を購入したり、サービスを受けたりする際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

### グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者をいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者をいいます。

### 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となります。粘膜への刺激、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。

## さ行

### 里山

人が集まって生活する近くにあり、人と関わりの深い（薪炭用木材や山菜の採取など）山などをさします。

### サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。廃棄物の焼却熱は、回収した廃棄物を選別した後の残さ処理にも使われます。

### 資源有効利用促進法

従来のリサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用対策）の強化に加えて、リデュース対策（廃棄物の発生抑制対策）とリユース対策（廃棄物の部品等としての再使用対策）を行うことで、循環型経済システムを構築することを目指し制定されたもので、平成13年4月

---

に施行されました。その他関連する法律としては、容器包装リサイクル法▼、家電リサイクル法▼、建設資材リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法があります。

### 持続的発展が可能な社会

「環境と開発に関する世界委員会」報告書「Our Common Future（我らの共有の未来）」の中で使われている言葉で、「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような社会（開発）」と定義しています。

### シックハウス症候群

住まいが原因で発症する、化学物質過敏症・アレルギー・アトピー等の健康障害は、シックハウス症候群と呼ばれています。シックハウスの要因は、近年の住宅・建築の高気密、高断熱化により、建築資材や家具、備品に含まれるホルムアルデヒド・VOC（揮発性有機化合物）等の有害化学物質による室内空気の汚染、および結露によるカビ、ダニ等の発生によると考えられています。また、シックハウス症候群には学校で使用される建材・家具、フェルトペンおよびワックス等の薬品類のVOC等による症状も含まれます。

### 浸透トレンチ

雨天時に、雨水が排水溝を通じて河川へ一気に流出する都市型水害が起こることを抑えるため、雨水を浸透させる透水性配水管です。

### 浸透ます

雨天時に、雨水が排水溝を通じて河川へ一気に流出する都市型水害が起こることを抑えるため、雨水を浸透させる設備です。

### 生態系

ある一定の範囲にすむすべての生きものとその範囲内の非生物的環境（土壌や水など）のまとまり全体をさします。

### ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

## た行

### ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種で、発ガン性や生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されています。大きく分けると、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3種類に分類されます。

### 代替フロンガス

オゾン層保護の観点から、フロンガスに代わって使われているガスをさします。オゾン層は破壊しないものの、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの一種です。

### 地球温暖化

現代の産業化社会における多量の石炭や石油などの消費により、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガス（温室効果ガス参照）の排出量の大量の増加を招き、地球の平均気温が上昇している現象をいいます。

### 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の形で大気中に存在します。発生源は工場・自動車・家庭等多様で、発生源からは一酸化窒素として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。窒素酸化物は呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質となります。

## 低公害車

天然ガス自動車、メタノール自動車、電気自動車及び低燃費低排ガス車をさします。

## は行

### 廃棄物処理施設

廃棄物には、家庭などから排出される生ごみなどの一般廃棄物と、工場等の事業所や工事現場から排出される汚泥・廃油・がれき類などの産業廃棄物があります。廃棄物処理施設はその廃棄物を資源化したり、焼却したり、埋め立てをする、いわゆるごみ処理施設で、青梅市に関連する一般廃棄物の処理施設としては、青梅市リサイクルセンター、西多摩衛生組合環境センター、二ツ塚廃棄物広域処分場、建設中のエコセメント化施設などがあり、産業廃棄物は、それぞれの廃棄物に応じた民間処理施設があります。

### 光害

良好な照明環境の形成が「漏れ光」によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響を意味します。過度な夜間照明は、天体観測や睡眠などの社会活動に障害を与えるほか、水稲等の農作物の生育不良、ウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響をもたらすことがあります。また、過度な照明はエネルギーの無駄遣いにもなります。

### バイオマス

もともと生物 (bio) の量 (mass) のことです。今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指します。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどの有機物があります。

### バリアフリー

バリアは、障害や障壁の意味。バリアフリーとは、物理的・精神的な障壁を取り除いて、障がい者やお年寄りが不自由なく生活できること。住宅・建築、道路、公園等の建設においては、段差を解消したり、スロープやエレベーターの設置等、物理的な障壁を除去し、人にやさしい施設を設備することをいいます。

### ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉です。開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われています。

### フィージビリティスタディ

新事業を計画する際、採算面からその事業が成立する可能性を事前に調査することを指します。(それにより、生産段階より製品の需要量の把握や、リース・リサイクルを検討し、製品の社会的ニーズやそのアイデアに見合った無駄のない生産が可能になります。)

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんの内、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

## ま行

### マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理 (無害化や減量化などの処理)、最終処分 (埋め立て処

---

分)などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度をさします。

### 水辺の楽校

河川を豊かな自然環境に近づけながら、子どもたちの安全な遊び場をつくろうと始まった国土交通省の取組です。

## や行

### ユニバーサルデザイン

改善または特殊化された設計なしで、最大限可能な限り、全ての人々に利用しやすい環境や製品のデザインのことです。

### 有害化学物質

人の健康または生活環境にかかる被害を生ずるおれのある物質で、その性状等に対応して、「大気汚染防止法」(昭43法97)、「水質汚濁防止法」(昭45法138)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭45法137)、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭48法117)などがあり、それぞれ有害化学物質を指定し、取扱を規制しています。

### 容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたりサイクルが義務付けられます。

## ら行

### ライフサイクルアセスメント(LCA)

その素材や製品が、製造・使用・廃棄、さらにはリサイクルといったライフサイクルを送る過程で、どれほどの資源を消費し、どれほどの環境影響を与えたかを総合的に分析・解析して評価するものです。

## A~Z

### BOD(生物化学的酸素要求量)

河川における水中の有機物(家庭や事業所からの排水など)による汚染の程度を示す代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

### ISO14001

スイスに本部を置く民間の国際規格認証機構(ISO)が1996年9月に発行した環境マネジメント規格。ISO14001(環境マネジメントシステム規格)が認証登録制度となっています。

環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になります。ISO14001を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン購入を求めるようになってきています。

### NPO(民間非営利組織)

Nonprofit Organizationの略で、民間非営利組織と呼ばれます。

実質的に規約や定款などを定めており組織としての意志決定のシステムが明文化されていること、民間であること、利益分配をしないこと、自己統治的であること、自発的であること、以上5つの条件を満たすことがNPOの一般的条件になります。

---

1998年12月に特定非営利活動促進法（通称NPO法）が施行され、NPOという言葉が注目されるようになりました。

### **PRTR制度**

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表する仕組み。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、年に一回報告します。

---

## 環境基本計画検討組織

### ①青梅市環境基本計画検討市民会議

代 表 井上 一郎

副代表 塩野 圭子

川尻 哲也

#### 緑部会 (8名)

---

部会長 原島 友幸

副部会長 飛弾 紀子

(副部会長) 林 武文

井上 厚

小川 浩一

萩野 千子

神森 文代

大楽 幸一

#### 水部会 (8名)

---

部会長 大崎 哲男

副部会長 井上 松男

石川 順佳

河内真理子

鈴木 力

平 真一郎

中村 項

雙木 貞夫

#### 大気部会 (3名)

---

部会長 濱田 光一

副部会長 安藤 隆

(副部会長) 武藤 一次

#### ごみ部会 (7名)

---

部会長 清水 裕見子

副部会長 野澤 俊雄

(部会長) 木崎 秀一

(副部会長) 浜田 尚子

塩野 圭子

町田 隆

山崎 達雄

#### くらし部会 (6名)

---

部会長 市川 幸平

副部会長 川尻 哲也

井上 一郎

川島 千章

熊谷 直和

高田 豪

役職やメンバーは平成 17 年 3 月現在

※ ( ) は前任者

## ②青梅市環境審議会

会 長 広瀬 盛行

副会長 関塚 博美

区 分	委 員 氏 名	役 職 等
公募による市民 4人 (男女各2名)	山 崎 達 雄	H14.11.28～H16.11.27 まで
	細 江 直 樹	
	浜 田 尚 子	
	吉 澤 百 合 子	
	曾 根 清	H16.11.28～
	木 崎 勇	
	田 中 由 美 子	
各種団体の代表 2人	稲 垣 文 子	
	三 田 昇	青梅市自治会連合会会長 ※( )は前任者
	大 内 功	
事 業 者 3人	田 辺 栄 吉	青梅市観光協会会長
	川 鍋 芳 美	青梅市農業振興団体連絡協議会会長
	関 塚 博 美	青梅商工会議所 工業部会 副部会長
学 識 経 験 者 4人	野 崎 弘	青梅商工会議所 商業部会 部会長
	広 瀬 盛 行	明星大学名誉教授
	米 村 恵 子	江戸川大学教授
	渡 邊 勇	職業能力開発総合大学校 東京校教授
関係行政機関の職員 2人	和 多 治	横浜国立大学助手
	中 村 眞 一	東京都多摩環境事務所 環境改善課長 ※( )は前任者
	(小 松 秀 明)	
	(池 田 茂)	
	清 水 淳 一	東京都森林事務所 保全課長

## ③庁内の環境基本計画検討組織

青梅市環境基本計画等検討委員会

委員長 : 桑田 一 (中里全利)

副委員長: 加藤秀夫 榊田明男 (武内正晴)

委員 : 田中信雄 岡田芳典 水村和朗 小倉明彦 大舘 直 松岡俊夫 指田 修  
 横山 昇 宿谷富雄 藤野憲順 石上精一 小山栄治 細谷喜生 鴨居順次  
 守屋和夫 (畑中茂雄) (築地健治朗) (宮野良一) (本橋義雄) (内藤益宏) (金子清司)  
 (福田政倫) (並木芳明) (鶴岡篤裕) ※( )は前任者

青梅市環境基本計画等検討子一ム

武藤裕代 星野和弘 東山 進 古山登三 小澤龍司 岩田三知夫 市川芳幸 村野忠平  
 中村隆一 木村文彦 島田 章 石井 清 坂本康男 浅見健次 清水 宏 吉野雅幸  
 鈴木朋哉 山口 勝 山宮忠利 (柳内賢治) (山下正義) (地引静雄) (内田 収) (英 光一)  
 (八木信一郎) (佐藤和夫) (恒益基樹) ※( )は前任者

環境基本計画の検討経過

①青梅市環境基本計画検討市民会議

◆全体会等の開催経過

◇平成 14 年度

開催期日	内 容
9月20日	自己紹介、「環境基本計画とは」の講演など
10月16日	市民会議の今後の進め方についてのワークショップ
11月 6日	市民、事業者、小学生アンケートの設問検討
11月 8日	有志による、アンケート内容の検討
11月20日	「青梅市の環境のよいところ、悪いところ」についてのワークショップ、分科会のテーマ案検討
12月 5日	有志による、部会のテーマ案について
12月18日	エコシティ志木の毛利氏による講演、分科会のテーマ検討
1月22日	各部会に分かれ、今後の活動について検討 全体では環境シンポジウムについて検討
2月28日	再募集市民会議構成員に対する説明
3月 4日	環境基本計画の策定日程について

◇平成 15 年度

開催期日	内 容
5月 7日	各部会の望ましい環境像の発表
6月 3日	各部会の望ましい環境像について
6月15日	バスによる市内調査
7月11日	各部会の望ましい環境像について
10月15日	「望ましい環境像」と「基本方針」の修正等について

◇平成 16 年度

開催期日	内 容
4月15日	市民会議案（案）について
5月26日	市民会議案（案）の「全体の環境像」について意見を聞く会
5月31日	市民会議（案）について
8月27日	検討委員会（案）の説明
10月 8日	検討委員会への意見書（案）について
12月 9日	意見交換会
14～16年度計	21回

## ◆緑部会の開催経過

## ◇平成14年度

開催期日	内 容
1月31日	正副部会長の選出、他
2月17日	市内の緑について
3月20日	望ましい環境像について説明、他
3月29日	現地踏査

## ◇平成15年度

開催期日	内 容
4月 5日	現地踏査
4月14日	望ましい環境像等について
4月21日	
4月26日	
5月30日	
6月 7日	
6月12日	庁内検討委員会の意見について
6月25日	
9月17日	
9月29日	
10月 5日	主体別取組について
11月 7日	
11月17日	
11月24日	
12月 1日	主体別取組・現状と課題について
12月19日	
1月13日	
1月20日	主体別取組・現状と課題、環境指標について
2月13日	環境計画のイメージについて
2月20日	
3月 1日	
3月24日	市民会議案（案）について

## ◇平成16年度

開催期日	内 容
9月 2日	検討委員会（案）について
9月 6日	
9月13日	
9月25日	
11月24日	検討委員会の調整案について
計	31回

## ◆水部会の開催経過

## ◇平成14年度

開催期日	内 容
1月27日	正副部会長の選出、他

◇平成 15 年度

開催期日	内 容
4月 2日	望ましい環境像等について説明、他
4月11日	現地踏査
4月18日	望ましい環境像等について
6月 3日	
6月30日	庁内検討委員会の意見について
9月17日	
9月26日	主体別取組について
11月20日	
11月27日	勉強会
12月16日	
12月25日	主体別取組について
1月14日	主体別取組・現状と課題、環境指標について
2月 4日	環境計画のイメージについて
2月26日	
3月26日	市民会議案（案）について

◇平成 16 年度

開催期日	内 容
9月 1日	検討委員会（案）について
9月 6日	
9月15日	
9月21日	
11月25日	検討委員会の調整案について
計	21回

◆大気部会の開催経過

◇平成 14 年度

開催期日	内 容
1月25日	正副部会長の選出、他
3月15日	青梅市の環境の現状・問題点、他

◇平成 15 年度

開催期日	内 容
4月 7日	青梅市の環境の現状・問題点のまとめ、他
4月21日	
5月24日	現地踏査
6月10日	望ましい環境像等について
6月24日	
10月 1日	庁内検討委員会の意見について
12月 1日	主体別取組について
3月23日	市民会議案（案）について

◇平成 16 年度

開催期日	内 容
9月 3日	検討委員会（案）について
11月22日	検討委員会の調整案について
計	12回

## ◆ごみ部会の開催経過

## ◇平成 14 年度

開催期日	内 容
2月 4日	正副部会長の選出、他
2月14日	青梅市のごみの現状について
3月17日	青梅市のごみの問題点

## ◇平成 15 年度

開催期日	内 容
4月 7日	望ましい環境像等について
4月21日	
5月19日	
5月22日	現地踏査
5月29日	望ましい環境像等について
6月13日	
6月27日	
7月13日	
8月11日	
8月25日	庁内検討委員会の意見について
9月16日	
9月25日	主体別取組について
10月 1日	
10月23日	
10月30日	
11月 5日	
11月17日	
11月23日	
11月27日	
12月 1日	
12月19日	
12月26日	
1月22日	環境計画案のイメージについて
1月25日	部会の運営について
1月29日	
2月 6日	環境計画案のイメージについて
2月11日	
2月13日	
2月23日	
3月22日	市民会議案（案）について

## ◇平成 16 年度

開催期日	内 容
4月24日	市民会議案（案）について
9月 1日	検討委員会（案）について
9月 7日	
9月15日	
9月21日	
11月26日	検討委員会の調整案について
計	39回

◆くらし部会の開催経過

◇平成 14 年度

開催期日	内 容
2月 4日	正副部会長の選出、他
2月25日	環境基本計画についての勉強会
3月18日	望ましい環境像について、他

◇平成 15 年度

開催期日	内 容
4月 2日	市内の環境上の気になる場所の視察
4月14日	望ましい環境像等について
4月22日	
5月20日	
6月 3日	
6月13日	庁内検討委員会の意見について
9月30日	
10月13日	望ましい環境像・基本方針について
11月 6日	具体的取組のまとめについて
11月18日	主体別取組について
11月30日	
12月30日	こころの環境について
1月 8日	環境指標、他
1月14日	主体別取組について
1月16日	
1月22日	
2月10日	環境計画案のイメージについて
2月15日	
2月27日	
3月23日	市民会議案（案）について

◇平成 16 年度

開催期日	内 容
9月 5日	検討委員会（案）について
9月14日	
9月16日	
9月22日	
11月23日	検討委員会の調整案について
計	28回

◆運営委員会（代表、副代表、各部会長、副部会長の会議）の開催経過

◇平成 14 年度

開催期日	内 容
2月10日	代表の選出について、環境シンポジウムのパネラーについて、他
3月 4日	計画策定の進め方
3月13日	計画策定の進め方、他

## ◇平成 15 年度

開催期日	内 容
4月28日	望ましい環境像について、他
5月 7日	
5月16日	
6月18日	
7月 2日	
9月 9日	庁内検討委員会の意見について
10月 7日	望ましい環境像と基本方針の修正等について
10月27日	基本方針について
11月10日	
11月14日	庁内検討委員会との意見交換会
12月 8日	各部会の基本方針の取組の方向性と主体別取組について、他
1月 9日	
1月26日	
2月 9日	環境計画案のイメージについて
2月19日	
3月 9日	市民会議案（案）について
3月19日	

## ◇平成 16 年度

開催期日	内 容
4月 2日	市民会議案（案）について
4月 9日	
4月27日	
5月12日	
8月17日	環境計画検討委員会案について
9月10日	検討委員会（案）について
9月18日	
10月 1日	市民会議の意見に対する検討委員会の調整案について
11月12日	
11月28日	意見交換会の議題について
計	30回

青梅市環境基本計画検討市民会議…計182回

②青梅市環境審議会

◇平成 14 年度

開催期日	内容
11月28日	会長、副会長の選出、要綱等の制定、環境基本計画の策定について
1月27日	協議事項 (1) 市民等に対するアンケートの結果（速報）について (2) これまでの環境基本計画策定経過について (3) 青梅市環境シンポジウムについて 講師による講演
2月20日	青梅市環境基本計画および青梅市環境行動指針の策定について（諮問） 計画策定の進め方、青梅市の環境の現況について

◇平成 15 年度

開催期日	内容
10月20日	望ましい環境像と基本方針について、他
1月29日	青梅市環境基本計画の素案について、他

◇平成 16 年度

開催期日	内容
11月26日	青梅市環境基本計画の素案について
12月24日	青梅市環境基本計画の素案について
2月23日	素案の公表結果、答申案について
2月28日	青梅市環境基本計画および青梅市環境行動指針の策定について(答申)
計	9回

## ③庁内の環境基本計画検討組織

## ◇平成 14 年度

開催期日	内 容
11月29日	検討委員会 環境基本計画について、地球温暖化対策実行計画について

## ◇平成 15 年度

開催期日	内 容
4月25日	検討委員会、検討チーム合同会議 経過と策定日程について説明・協議
7月18日	検討委員会、検討チーム合同会議 望ましい環境像について説明・協議
7月30日	検討チーム
8月 1日	望ましい環境像・基本方針について説明・協議
9月 2日	検討委員会、検討チーム合同会議 望ましい環境像と基本方針について意見のまとめ
10月30日	検討委員会、検討チーム合同会議 庁内検討組織の意見を受けて市民会議が修正した望ましい環境像、基本方針について、他
1月19日	検討委員会、検討チーム合同会議 青梅市環境基本計画の素案について
3月12日	検討チーム
3月29日	検討委員会（案）の素案について

## ◇平成 16 年度

開催期日	内 容
6月15日	検討チーム
6月25日	検討委員会（案）の素案について
7月 2日	検討委員会 検討委員会（案）の素案について
7月26日	検討委員会 検討委員会（案）について
11月 2日	検討委員会 検討委員会（案）に対する市民会議の意見の調整案について
2月 14日	検討委員会 青梅市環境基本計画素案の公表結果について
計	16回

## 環境基本計画の検討組織の合計開催回数

名 称	回 数
青梅市環境基本計画検討市民会議	182回
青梅市環境審議会	9回
庁内の環境基本計画検討組織	16回
計	207回